

## 副議長不信任決議

海田町議会は、西山勝子副議長を次の理由により信任しない。

平成25年4月4日副議長就任の挨拶では「議会の正常化に向けて、議長を補佐しながら、全力で取り組んでまいります決意でございます」と発言している。

ところが、平成26年3月4日に西山副議長は無責任な行動として不信任が可決されているにも関わらず、全く謙虚さも反省もない。

平成25年9月3日「後期高齢者医療保険にかかる督促状及び納付書の件についての緊急質問の取り扱いについて」、当時の委員長はなるべく議員の発言を許可するようにした事に付け、西山副議長は議運の委員長に「勉強して来い」等と愚弄し侮辱する発言、議会運営委員会の進行に大きく影響を与えた。

平成27年12月3日の本会議において「「海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の廃止についての条例案」の反対討論で、この条例案は重みがあるので「庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会」に付託し慎重審議をするようにと議会運営委員会で発言を求めたが許可しなかった。」と発言。

議会運営委員会は、議長の諮問で予定議案等の取り扱いを審議し決定する機関である。副議長は議長が欠けた場合のみ対応としてオブザーバーで傍聴する事を許可しているが議運での発言については提案者の立場なので差し控えるのが通常である。

さらに、平成27年11月20日の議長不信任案の採決には「起立少数と認めます。申し訳ございません。同数でございます。」と宣告し意思の確認が出来ているのに再び投票による採決を行った事は二度採決を行ったことになる。

また、平成28年1月28日の議運では、発言を許可していないのに、無理やり発言をしようとして会議場から副議長は退場を命ぜられた。

こうした数々の不手際は、法や条例に抵触し、さらに侮辱したり、愚弄したり、混乱を招いたり、その他幾つかの不適當発言や行動があり町議会に大きく悪影響を与えている。よって、副議長として適格性を欠いているので西山副議長の不信任決議とする。

平成28年3月2日

海 田 町 議 会